

甲州市新型コロナウイルス感染症対策 育児等支援サービス事業のご案内

○新型コロナウイルス感染症の影響により、里帰り出産等が困難になった妊産婦さんを対象に、家事や育児を支援するためのヘルパーを派遣します。

【利用対象者】

*妊娠中～産後 24 週までで、次のいずれかに該当する方が対象となります

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、県外への里帰りが困難となった方
- (2) 県外に居住する親族等が、出産前後に家事や育児など手伝ってくれる予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により困難となった方

【利用回数・時間・期間】

* 1 日 1 回 2 時間まで、1 週間に 1 回、月 4 回までの利用が可能

* 利用できる期間は、計 6 か月です

※ひと月のうちに 1 回でも利用した場合は、「1 か月利用」となります

* サービスの提供時間は、土日祝日や年末年始を除く 9 時～17 時の間となります。

【利用者負担】 * 無料

【利用方法】

* 利用を希望する場合は、健康増進課 健康づくり担当へ事前にお申し込みください。

* 市が利用を認めた方には、「甲州市新型コロナウイルス感染症対策育児等支援サービス事業
利用決定通知書」を発行します。

※決定通知書がない場合は、この制度を利用出来ませんので、ご了承ください。

【サービスの内容】

* 家事に関すること

食事の準備及び後片付け、衣類の洗濯及び補修、居室等の掃除及び整理整頓
生活必需品の買い物、その他必要な家事援助

* 育児に関する援助

授乳の補助、おむつ交換、沐浴介助、育児環境の整備
その他必要な育児援助



【注意事項】

- * 訪問先は、ご自宅に限ります。
- * 妊産婦さんや乳児が在宅している場合に訪問が可能です。
(どちらかが入院中は利用不可)
- * 乳児のみの預かりは出来ません。

利用までの流れ

- (1) 甲州市役所 健康増進課 健康づくり担当の窓口もしくは電話で、まずはご相談ください。
- (2) 申請書に必要事項を記入していただき、提出します。
- (3) 申請時には、現在の状況や希望するサービス内容について保健師がお伺いします。
(保健師が不在時は、改めてこちらからご連絡します)
- (4) 審査した結果、利用可能と判断された場合は、「甲州市新型コロナウイルス感染症対策育児等支援サービス事業利用決定通知書」を申請者に発行します。
- (5) 市の保健師と実際に派遣されるヘルパーさんがご自宅を訪問し、サービス内容等について詳しくご説明したり、相談に応じます。

<問い合わせ先>

甲州市役所 健康増進課
健康づくり担当
TEL 0553-33-7812